

特定少年に対する実名報道の是非について

藤田 珠妃

1 はじめに

2 改正少年法の概要

3 推知報道による損害賠償請求事例

4 実名報道のメリット・デメリット

5 私見

6 おわりに

1. はじめに

2022年4月1日の民法改正により、成人年齢が18歳に引き下げられたことは、日本の社会構造に大きな変革をもたらした。これに伴い少年法も改正され、18歳および19歳のものは「特定少年」という新たな枠組みで定義されることとなった。この法改正における最大の争点の一つが、刑事事件における実名報道、いわゆる「推知報道」の解禁である。

本来、少年法は少年の更生と健全育成を目的としており、実名報道の禁止はその根幹を成す原則であった。しかし、成人としての権利と責任が付与された特定少年に対し、どこまでその保護を維持するべきかという問い合わせが投げかけられている。

本レポートでは、実際の判例を用いて、少年のプライバシー権や更生する権利の対立軸を整理しながら、特定少年に対する実名報道の是非について検討する。

2. 改正少年法の概要

改正少年法において、最も大きな変更点の一つが「特定少年」という区分の新設と、それに伴う実名報道禁止の緩和である。まず、前提となる少年法第61条の原則について確認したい。同条は、家庭裁判所の審判に付された少年らについて、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等により本人が特定されるような「推知報道」を禁止している。この規定は、少年法が掲げる「少年の性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分」という理念を具体化したものであり、改正後も17歳以下の「少年」については、これまで通り厳格に維持されている。

一方で、18歳および19歳を指す「特定少年」については、民法上の成年年齢引き下げに合わせ、その社会的責任をより重く捉える方向で法整備がなされた。改正少年法では、特定少年が犯した罪のうち、一定の重大事件（殺人や強盗など）について検察官へ送致され、その後に刑事裁判を請求された段階で、第61条の推知報道の禁止が解除されることとなった。つまり、家庭裁判所による調査・審判の段階では依然として匿名性が保護されるものの、検察官によって「公開の法廷で刑事責任を問うべき重大な犯罪」であると判断され起訴された時点から、実名報道が法的に可能となるのである。

少年司法制度において歴史的な転換点となった。この改正により、少年法の対象となる年齢自体は依然として「20歳未満」に維持されたものの、18歳および19歳の者は新たに「特定少年」として定義され、17歳以下の「少年」とは異なる法的枠組みに置かれることとなった。なかでも大きな注目を集めているのが、刑事事件における実名報道の取り扱いである。少年法第61条では、少年の更生を保護する観点から実名や容ぼうを報じる「推知報道」が原則として禁止されているが、改正法下では、特定少年が刑事起訴された場合に限り、この禁止が解除され実名報道が可能となった。

こうした制度変更が大きな議論を呼んでいる背景には、特定少年が抱える「責任」と「保護」の二面性がある。成年年齢の引き下げにより、彼らは社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場となった。その一方で、精神的な未熟さゆえの改善可能性（可塑性）を持つという「少年」としての側面も否定できない。実名報道は社会的な制裁や被害者感情への配慮という点では「大人としての責任」を問うものだが、一度インターネット等で拡散された少年の個人情報は「デジタル・タトゥー」として半永久的に残り、少年の円滑な社会復帰を著しく阻害する恐れもある。

3. 推知報道による損害賠償請求事例

特定少年の実名報道をめぐる議論を考察する上で、改正少年法施行以前の重要な判例として、1998年の「堺通り魔殺人事件」を巡る損害賠償請求訴訟が挙げられる。本件は、当時19歳の少年Xが、シンナー吸引による幻覚下で女子高校生を負傷させ、さらに幼女を殺害、その母親に重傷を負わせた悲惨な事件である。雑誌『新潮45』がXの実名や顔写真を掲載したルポルタージュを報じたため、X側がプライバシー権や更生を妨げられない権利の侵害を主張し、不法行為による損害賠償を求めて提訴した¹。

¹ 川出敏裕『少年法判例百選〔第2版〕』(有斐閣、2024年) 242頁。

原審である大阪地裁は、少年X側の主張を認め、250万円の慰謝料支払いを命じた。地裁は、少年法第61条の趣旨を重く捉え、成人の場合とは異なり「少年の利益保護や更生」は優越的な利益であると指摘した。報道がこの優越的利益を上回るほどの「特段の公益上の必要性」や「手段の相当性」を証明できない限り、実名公表は不法行為を構成するという判断を下したのである。

しかし、控訴審の大蔵高裁は一審判決を取り消し、X側の請求を棄却した。高裁は、少年法第61条が少年に対し「実名で報じられない具体的権利」を直接付与しているわけではないと判示した。また、表現の自由とプライバシー権の調整においては、その表現が「社会の正当な関心事」であり、内容・方法が不当でない場合には違法性を欠くと述べた。特に、凶悪重大な事件において被疑者の特定は犯罪ニュースの基本的要素であり、現行犯逮捕されたような場合には実名報道も正当な表現行為として是認されたのである²。

この判決は、少年の「更生」という私益と、報道の「知る権利」という公益を天秤にかけ、事件の重大性によっては後者が優先され得ることを司法が示した。この「相対的なバランス」という考え方は、現在の特定少年に対する実名報道解禁の議論を支える重要な法的土台となっている。

4. 実名報道のメリット・デメリット

改正少年法によって特定少年の実名報道が一部解禁された背景には、成年年齢の引き下げに伴う「責任」の在り方の変化がある。実名報道の是非をめぐる論点は多岐にわたるが、主に以下のメリットとデメリットが挙げられる。

【メリット】

①社会的責任の明確化と法秩序への信頼確保

第一のメリットは、大罪を犯した者に対し、成人相当の社会的責任を自覚させる点にある。18歳・19歳に選挙権等の権利が付与された以上、法を犯した際の不利益もまた成人並みに帰属させるべきという考えである。実名が公表されることで、司法手続きの透明性が確保され、「重大な罪を犯せば相応の社会的制裁を受ける」というメッセージが発信さ

² 大阪地裁平成11年6月9日家庭裁判月報51巻11号153頁

れる。これは、法秩序に対する国民の信頼を維持し、法の平等性を担保する観点から重要な意義を持つ。

② 公共の安全確保と「知る権利」の充足

第二に、地域社会の安全確保という側面がある。重大な暴力犯罪や性犯罪等において、加害者の属性が伏せられたままでは、地域住民の不安を解消できない場合がある。憲法21条が保障する「知る権利」に基づき、客観的事実としての氏名を公表することは、住民が身を守るために情報提供という公益に資する。また、事件の背景を正確に報じる上で、加害者の氏名は情報の真実性を裏付ける不可欠な要素となり得る。

【デメリット】

① 公権力による「更生権」の事実上の侵害

デメリットの第一は、少年法が本来目的としている「健全育成」と「社会復帰」の機会を奪う点である。判例でも示された通り、少年には成人に比して高い可塑性がある。しかし、実名報道は本人の将来にわたる「犯罪者のラベル」を貼る行為に等しい。教育や訓練によって更生を遂げたとしても、実名が社会的な記録として定着していれば、公権力が法律で認めているはずの「やり直しの機会」を、報道という形を通じて事実上奪ってしまう結果を招きかねない。

② 周辺関係者への波及と「過剰な社会的制裁」の発生

第二に、報道が引き金となり、法に基づかない過剰な制裁が本人や周囲へ及ぶ点である。ひとたび実名が報じられると、インターネット上の不特定多数による「犯人探し」が加速し、本人の親族や知人のプライバシーまでもが暴かれ、攻撃の対象となるケースが後を絶たない。無関係な家族が職場や学校を追われるような事態は、法治国家における適正な罰の範囲を超えており、社会全体で見れば「正義」とは言い難い副作用を生む。このような過剰な制裁は、本人の社会復帰の意欲を削ぐだけでなく、家族の生活基盤まで破壊してしまう恐れがある。

5. 私見

本レポートで検討してきた通り、特定少年に対する実名報道は、国民の「知る権利」や「社会的責任の追及」という側面を持つ一方で、少年の「更生」という少年法最大の理念と真っ向から衝突するものである。諸論点を踏まえた上で、私は特定少年に対する実名報道に反対する。

その最大の理由は、少年の更生を最優先にすることが、結果として社会全体の安全と利益に繋がると考えるからである。

確かに、重大な罪を犯した特定少年の行為は厳しく非難されるべきであり、被害者感情を考慮すれば実名での指弾を求める声が上がるのは当然である。しかし、実名報道が一度なされれば、現代のインターネット社会においては「デジタル・タトゥー」として消えることなく本人の過去を縛り続ける。社会復帰を志した際、実名がハードルとなって就労や住居の確保が困難になれば、孤立した本人が再犯へと向かう可能性を否定できない。実名報道による「一時的な社会的制裁」と、本人が一生社会から排除されることで生じる「再犯リスクの増大」を天秤にかければ、後者の弊害の方が社会にとってはるかに深刻である。

以上のことから、特定少年であっても、少年法の理念に基づき、その更生可能性を奪うような実名報道は抑制されるべきであり、匿名による報道であっても事件の重大性や社会的背景を十分に伝えることは可能であると考える。

6. おわりに

本レポートを通して、2022年の少年法改正による「特定少年」制度の導入と、それに伴う実名報道の是非について深く考察した。成年年齢が18歳に引き下げられたことを受け、18歳・19歳の少年にも「大人としての責任」を問う方向性は、一定の合理性があるように思われる。しかし、事件の判例やメリット・デメリットを検討した結果、実名報道が本人に与える影響は、想像以上に深刻であることが明らかになった。

特に現代社会では、SNSやインターネット上に一度公開された情報が半永久的に残る「デジタル・タトゥー」の問題が深刻化している。このような状況下での実名報道は、単なる情報公開の範疇を超えて、一人の若者の更生の機会と将来の可能性を完全に奪い去る危険性を孕んでいる。被害者およびその家族の感情に配慮することは当然必要だが、加害者を社会から完全に排除した結果、更生の道を閉ざし再犯を誘発するようでは、真の問題解決には至らないだろう。

実名報道の是非を問うことは、すなわち「過ちを犯した者に社会がどう向き合うべきか」という根本的な問いに向き合うことでもある。一度過ちを犯しても、罪を償い、真摯にやり直す機会が与えられる社会。そのような社会を維持していくためにも、特定少年の実名報道については、今後も慎重かつ継続的な議論が不可欠であると強く感じた。